

TTC スペクトル管理 SWG 寄書

日付：2005年12月22日

提出元：ソフトバンクBB株式会社

題名：FTTR形態利用（ケース1、ケース2、ケース3）のスペクトル管理整理の方法について

1. はじめに

本寄書は、前会合の意見と、弊社からの寄書 SMS-30 - SBB -02,03 の検証を踏まえ FTTR 形態利用のシステムのスペクトル管理の整理の方法(ケース1、ケース2、ケース3)について、スペクトル管理の整理の方法を3案にまとめたものを示す。

2、FTTR 形態利用のシステムのスペクトル管理の整理について(案1、案2、案3)**案1、****計算方法及び計算モデル（既に合意されている方法。）**

計算モデル：FEXT3 干渉モデル、

計算方法：JJ100.01 計算方法を使用する。M 値と L 値は $M < L$ とし、L の計算範囲は 0 - 5.0 km の範囲は 250m 間隔で、M の計算範囲は、0m - 1,500m (注1) とし、 $0m < M < 500m$ の範囲では、50m 間隔で計算、 $500m < M < 1,500m$ の範囲では、250m 間隔で計算するものとする。また、最も干渉度合いが大きい M 値をこの FTTR システムの代表 M 値とし、この代表 M 値において全ての L 値について既存のクラス A/A' システムに対する保護基準判定値を満たしているかどうか計算値を記載する。

(注1) 計算の煩雑化を避けるため、M 値を 0m - 1,500m とし、 $0m < M < 500m$ の範囲では、50m 間隔で計算、 $500m < M < 1,500m$ の範囲では、250m 間隔で計算するものとする。

保護判定基準値（導入判定）

局設置クラス A, A' システムに対する保護判定基準値を利用する。(Annex I は除く)

クラスわけ

広く普及するシステム（1000 万以上）に該当しないとし、FTTR システム間の保護判定基準は設定せず、クラス B（収容制限無、保護判定基準値無）に分類する。

干渉緩和対策

干渉緩和対策については JJ100.01 H 章、H.3.3.2 のような干渉緩和対策ガイドラインを設け、事業者の任意とする。また、事業者間の任意にて実施することが望ましいことをスペクトル管理適合性報告書に注記として記載することで整理を行う。

案2、

計算方法及び計算モデル（案1と同じ）

保護判定基準値（導入判定）

局設置 AnnexI の基準値を設け、既存クラス A, A' システムに対する保護判定基準値を利用する。

クラスわけ

広く普及するシステム（1000万以上）に該当しないことから、FTTR システム間の保護判定基準は設定せず、

クラスB（収容制限無、保護判定基準値無）に分類する。

項より、局設置 AnnexI の保護基準値を設けることによって FTTR システム間の速度は AnnexI の保護基準値以下にはならない。

（DPBO を考慮して AnnexI の保護判定基準値の判定を行う。）

干渉緩和対策

干渉緩和対策については JJ100.01 H 章、H.3.3.2 のような干渉緩和対策ガイドラインを設け、事業者の任意とする。また、事業者間の任意にて実施することが望ましいことをスペクトル管理適合性報告書に注記として記載することで整理を行う。

案 3、

計算方法及び計算モデル（案 1 と同じ）

保護判定基準値（導入判定）

既存クラス A, A' システムに対する保護判定基準値を利用する。（Annex I は除く）

クラスわけ

広く普及するシステム（1000 万以上）に該当しないことから、FTTR システム間の保護判定基準は設定せず、クラス B（収容制限無、保護判定基準値無）に分類する。ただし、以下 で記載するように、**FTTR システム導入判定目安値**（新概念）の設定を行いある程度の干渉を保護する。

FTTR システム導入判定目安値の設定

FTTR システム導入判定目安値を $M=N$ の時と比較して、干渉による速度低下率を 20% に設定する。また、事業者は任意にこの目安値を参照し、FTTR システムの導入実施を行う。

20% の設定の考え方：

PBO = OFF の場合、計算結果より、 M と N の値の差が X_m （注 1）= 50m 以内であれば、 $M=N$ の時と比較して、干渉による速度低下率は 20% 程度である。また、50m あれば FTTR システムを複数設置できる。PBO = ON の場合、計算結果より、FTTR システム間の干渉（速度低下率）は全ての距離で最大 20% 程度である。

* 注 1) 図 1 X_m = 各事業者が準備したシステム設置場所から POI までの距離を参照

干渉緩和対策

干渉緩和対策については JJ100.01 H 章、H.3.3.2 のような干渉緩和対策ガイドラインを設け、事業者の任意とする。また、事業者間の任意にて実施することが望ましいことをスペクトル管理適合性報告書に注記として記載することで整理を行う。

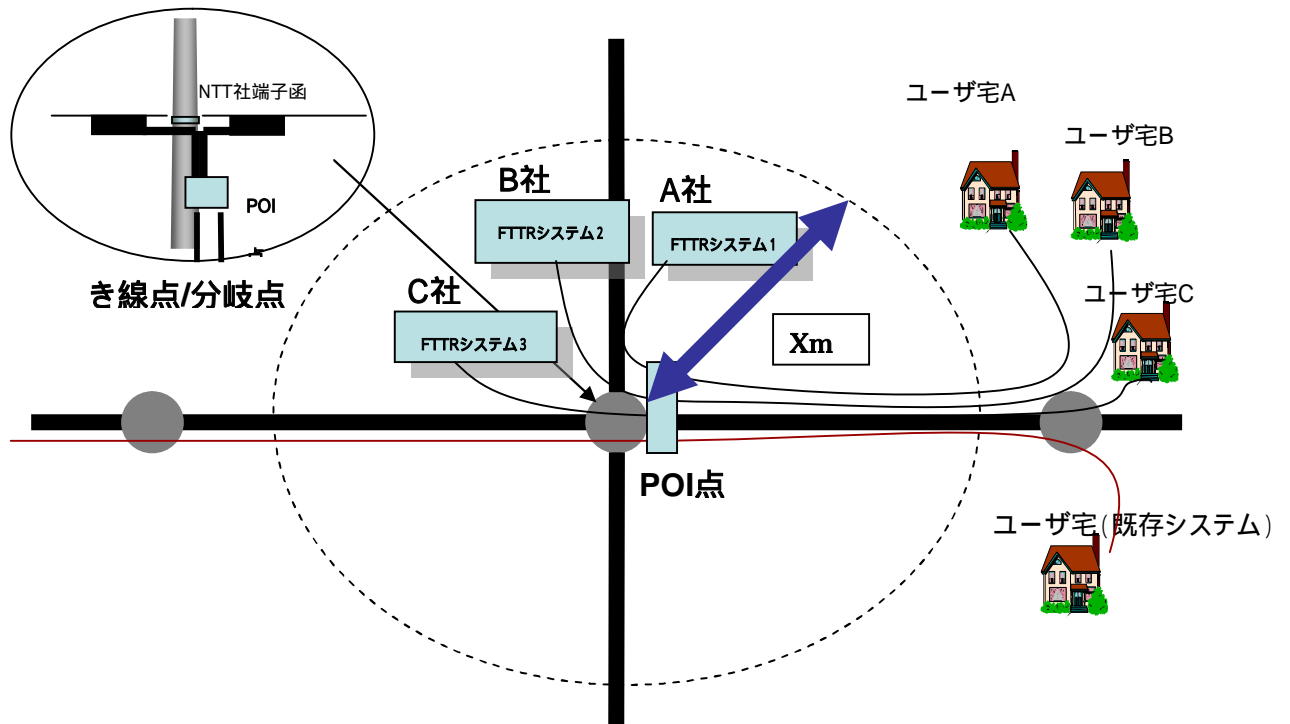


図1 X_m = 各事業者が準備したシステム設置場所から POI までの距離

以上